

流山ホークス規約

2016年1月x x日制定

1・会の名称

本会は、流山ホークス と称し、本部を代表宅に置く。

2・会の目的

本会は少年野球を通じ、青少年の健全育成を目的とし、下記のチーム方針を掲げる。

- ① 健康でいること
- ② 元気に活動すること
- ③ 感謝の心を持つこと
- ④ 思いやりの心を持つこと
- ⑤ 礼儀正しくすること

3・会の構成

以下に掲げる者は本会の会員である。

- (1) 本会に入部している児童（以下児童会員と言う）
- (2) (1)の保護者（父母会員）
- (3) 本会の代表、指導者

4・会員の資格と入退会

- (1) 児童会員は原則として小学生とする。
- (2) 児童会員の保護者は父母会員に成るものとする。
- (3) 本会の目的を理解し、規約を遵守し児童会員を指導する熱意のある者は本会の承認を得て指導者となれる。
- (4) 本会への入会は随時とし、規約を理解し代表に入会申し込みを行う。また仮入会も可能である。その場合会費は徴収しない。
- (5) 本会からの退会、資格喪失
 - 1) 小学6年卒業をもって退会とする。
 - 2) 途中退会を希望する者は代表に申し出る。
 - 3) 本会は本会の目的に著しく反した者には、会員で協議の上、代表指導とし、改善が認められない場合は本会から退会させる事が出来る。

5・会員の安全と義務

- (1) 会員はその活動において、会員相互の安全を第一に配慮しなければならない。
- (2) 練習、試合を観覧の父母会員は万一の事故の際は救護員として協力願います。
- (3) 指導者、会員は児童会員、会員の行動が危険と判断された場合は直ちに注意し危険行動を止めさせなければならない。
- (4) 小学3年生以下の児童会員については保護者の送迎を基本とする。
やむを得ない事情の場合は高学年児童会員又は他の会員に送迎を依頼する。
- (5) 予定された活動日に出席出来ない場合は、事前に必ず指導者に連絡する。
- (6) 児童会員と指導者は団体にスポーツ保険に加入する。
保険料は会で支払う。
- (7) 練習、試合において不慮の事故が発生した場合、応急措置の他は
加盟のスポーツ保険で対応する。
- (8) 遠征の為車両が必要になった場合は父母会員間で協議し必要車両を提供する。
- (9) 移動中の運転は提供車両の保有者とし、不慮の事故については当該車両の保険にて対応して頂く。
- (10) 練習、試合、車両移動中の不慮の事故については応急措置の他加盟保険での
対応のみとし、当該車両運転者、指導者、会への損害賠償を請求しない。

本会の役員、責務と任期

本会は以下の役員を置く。役員は全てボランティアである。

- (1) 代表
- (2) A（代表チーム）監督、コーチ、父母会会長。
- (3) B（低学年チーム）監督、コーチ。
- (4) 会計
- (5) 会計監査

役員任期

役員任期は1年とし、重任を妨げない。

役員責務

- (1) 代表は会を統括し、市、連盟、近隣住民と協議し会の円滑な運営を図る。
- (2) 監督は練習、試合を通じ児童会員を統轄する。
- (3) コーチは監督を補佐し児童会員を指導する。
- (4) 父母会会長は、父母の意見、要望を会の円滑な運営に反映させる。
- (5) 会計は本会の会費を徴収し、収支の管理を行う。
- (6) 会計監査は会計収支が適切に行われているか審査し会に報告する。

会費

会の運営に必要な費用（連盟登録費、大会参加費、用具購入費、保険加入費等）として、会は児童会員の父母会員から以下に定める会費を徴収する。

- (1) 入会金・・・不要
- (2) 会費・・・2000 円/月
(1 家族 2 名以上入部の場合は二人目から 500 円とする)
- (3) 臨時会費・合宿、遠方遠征試合、会のイベント等で臨時に費用が必要になった場合は会員間で協議し必要会費を徴収する事が出来る。
- (4) (3) の場合は指導者からも会費を徴収する場合がある。

会の活動

- (1) 活動日は土曜、日曜と祝日を基本とする。
- (2) 活動時間は夏季 8：30～18：00、冬季 9：00～16：00 を基本とする。
- (3) 雨天等によりその日の活動を途中で中止する場合がある。
- (4) 盆時期、年末年始時期は活動を休止し、その予定は会の協議で決める。
- (5) 夏合宿を行い、詳細はその時期に会の協議で決める。
- (6) 親子大会、6 年生送別会等を開催しその詳細は会の協議で決める。
- (7) 児童会員は近隣のイベントに参加する。
- (8) 年に一度定期役員会を開催し、必要事項を決定する。
- (9) 代表は必要に応じて臨時役員会を招集出来る
役員会は役員の数以上の参加をもって成立し、議案は参加の過半数をもって可決される。

付記

本規約制定以前に本会に入部している会員については、本規約を理解したうえで改めて本会に入部届を提出して頂く。(役員含む)

本規約は平成 28 年 1 月 10 日から発効する。

以下余白